

令和8年度 第1回 豊田市社会福祉審議会 障がい者専門分科会 議事録

日時 令和8年8月5日（水） 午後2時から午後3時45分まで

場所 豊田市役所南庁舎 南51会議室

出席者（委員）※敬称略

・会場出席

田中 和彦、田代 和久、後藤 哲也、浦野 みち子、若子 理恵、足立 勝彦、
山田 浩、山崎 真哉、柴田 真克、梅村 且典、松本 清彦、竹原 いずみ、
藤井 薫、中野 まこ、森 優子 15名

・WEB出席

伊藤 順子、山田 雄三 2名

1 開 会

2 福祉部長あいさつ

3 委員紹介

4 専門分科会長のあいさつ

5 議題

議題1 （仮）第6次豊田市障がい者ライフサポートプランの骨子案について

事務局 （資料1に基づき説明）

- 委員
- ・ 評価方法について、資料1-1の11ページに記載されている中間アウトカム「エピソードを集める」方法を確認したい。
 - ・ 資料1-3の重点政策の設定について、2点意見がある。1点目は、「まちと心のバリアフリー」の重点施策である障がい者への差別の解消と配慮の促進に、障がいの社会モデルの考え方を市民に浸透させる施策を取り入れてほしい。豊田市では条例により「障害」の「害」をひらがな表記としているが、他の自治体や企業では漢字表記に戻す動きもある。機能障がいは個人の属性の一つであり、それ自体が問題なのではなく、社会が障がいを生み出しているという社会モデルの考え方を踏まえ、社会を変えていく姿勢を市民に広げる必要がある。時代の変化も踏まえ、条例改正も含めて、障がいの社会モデルを次期ライフサポートプランに位置付けてほしい。
 - ・ 2点目は、「事業所整備運営支援」における安心して暮らせる住まい・

居場所の確保について、グループホームの整備に加え、民間住宅や市営・県営住宅のバリアフリー化も進めてほしい。車いすユーザーが不動産会社に相談しても、対応可能な物件を紹介されなかったり、車いすを理由に入居を断られたりする現状があるため、民間事業者にも働きかけ、安心して暮らせる住まいを増やしてほしい。市営・県営のバリアフリー住宅は数が少なく、何度応募しても入居できない人もいるため、バリアフリー住宅の増設と、一般の市営・県営住宅のバリアフリー化を施策として取り入れてほしい。

- 事務局
- ・ エピソードの収集については、本市の重層的支援体制整備の取組の一環として、福祉分野に限らず、子ども、保健医療などの関係各課や関係団体と情報共有や課題の議論を行う場を定期的に設けており、その中で具体的なエピソードを収集していくことを想定している。
 - ・ バリアフリーに関する意見や社会モデルの考え方への促進については、現在、「心のバリアフリー推進講座」において、医学モデルから社会モデルへという考え方の変化について説明している。時代の変化についての意見も踏まえ、今後の理解啓発のあり方について検討させていただく。
 - ・ 安心して暮らせる住まいの確保については、グループホームだけでなく、民間アパート等のバリアフリー化についても、居住支援協議会などの関係する会議体を通じて議論していきたい。また、具体的なハード整備については、関係部局とも協議しながら検討していきたい。
- 委員
- ・ 強度行動障がいがあり医療的ケアを必要とする人が安心して暮らすためには、受け入れ事業所の整備だけでなく、医療体制も必要である。専門の病院への受診を求められても豊田市内では受け入れ先がなく、実際に、入院中で 24 時間の介護が必要な娘について、病院に依頼して家族が付き添っている。強度行動障がいがあるため、日常と異なる環境ではパニックや自傷行為が生じ、付き添いが必要となる。また、医療的ケアが必要な人が病院を転々としなければならない事例もある。グループホームに入所したとしても安心して生活できない状況があるため、住まい、受け入れ事業所、医療を一体的に整備することを次期プランに盛り込んでほしい。その点について、どのように考えているのか。
- 事務局
- ・ グループホーム等における強度行動障がいのある人への支援については、これまでもさまざまな議論があり、前回はガイドラインについても話し合った。こうした取組については愛知県の圏域として捉える動きがあるため、県と連携しながら、強度行動障がいのある人がいることや必

要な支援について事業所にしっかり伝え、事業所とともに理解を少しずつ深めていきたい。具体的な事業への落とし込みやプラン上の記載については今後検討し、圏域で取り組む内容を明確に伝えるとともに、豊田市として対応できることを整理しながら進めていきたい。

- 委員
- ・ 就労と雇用について、障がい者の一般就労の促進が重点項目に挙げられているが、まず就労選択支援について確認したい。就労選択支援は、B型事業所の利用を希望する人が、就労アセスメントを受けた上で適性や他の選択肢を検討する国の仕組みで、昨年10月から開始されており、来年度からはA型事業所の利用にも原則として就労選択支援が必要となる。豊田市では、対象者に対してどのように周知しているのか。現場でも特別支援学校の教員と情報共有し、生徒や保護者に早期に発信しているが、まだ周知が十分ではないため、市からも後押ししてほしい。
 - ・ 現在、豊田市で就労選択支援を実施する事業所は369works、パッソ、ジョブズ SQUAREの3か所であり、豊田市南部の地域からの利用には難しさがある。また、身体に重い障がいのある人など、障がいの重い人をどのように受け入れるかというハード面・現場面での課題もあるため、こうした実情を把握してほしい。
 - ・ もう一点、一般就労の促進には就職後の定着支援も重要である。本人の両親が高齢化し、グループホームにも入れず一人暮らしとなった場合など、就職後の生活支援がなければ、親の死去をきっかけに生活が乱れ、退職せざるを得なくなる可能性もある。一般就労の促進だけでなく、障がいのある人が将来にわたって生活を維持できるよう、どのような支援を行っていく方針なのか伺いたい。
- 事務局
- ・ 就労選択支援の周知については、特別支援学校の中学1年生や高校1年生など、なるべく早い段階から保護者への周知を行っており、学校と協力して説明会などを実施している。今後は、就労移行支援だけでなくB型・A型事業所を利用する可能性のある人を対象に、地域の通常の高等学校や専門学校への周知、中途障がいのある人への周知についても、就労選択支援事業者と連携しながら検討していきたい。また、就労は就職することだけでなく、就職後も働き続けるための生活面の支援も重要である。本人の状態が大きく崩れる前に予防的に支援するため、必要な情報を得る機会や、変化に気づいた際にどこへ相談すればよいかといった仕組みについて、現時点でまとまったものはないが、今後構築していきたい。具体的な事業として取り組みながら、さまざまな関係者と協力して支援体制を作り上げていきたい。

- 委員 ・ 事前に確認した資料では、バリアフリーの 1 番に「理解啓発活動の推進」という項目があったが、今回の資料には記載がない。この項目は、今回の重点施策のどこかに含まれているのか確認したい。
- 事務局 ・ 資料 1-3 では「理解啓発」という項目が見えなくなっているが、施策から削除したわけではない。今回の施策整理において、これまで政策として分けていた内容に重複が多かったため、「心のバリアフリー」の中にまとめている。「理解啓発」の内容も「心のバリアフリー」に織り込まれているため、同施策に含まれていると認識してほしい。
- 委員 ・ 精神障がいへの関心がないことが実態調査結果にも表れており、地域でも、特に高齢者について精神疾患に関する理解が十分に進んでいないと感じている。学校ではスクールカウンセラーの配置が進んでおり、公立高校では約 9 割に配置され、前後の学年を対象とする体制も整ってきていると聞いている。スクールカウンセラーから精神疾患や心の病に関する情報を発信する機会は年 1 回程度と少ないため、学校からの発信は多くの人が目にすることを踏まえ、スクールカウンセラーから心の病について発信する機会を増やしてほしい。
- 事務局 ・ 7 番の「教育・保育・子育て」の施策分野が関連するため、いただいた意見を踏まえ、教育現場でどのような伝え方が実現できるかについて、事業レベルに落とし込む際に関係部局と協議し、具体的な反映方法を検討していきたい。
- 会長 ・ 精神障がいに対する普及啓発は非常に重要である。メンタルヘルスリテラシーや学校教育の中でどのように扱うかについて、地域で活動する方々からの意見も踏まえ、学校現場から地域へどのように普及していくかを含めて、今後具体的にご議論いただければと思う。
- 委員 ・ 重点施策ではないが、6 番の「防災・防犯」について、今回の熊本地震を受けて熊本の障がい者団体と連携し、被災状況を把握している。夏季の被災では暑さが大きな問題となっており、熊本県では指定避難所の約 30%にしかエアコンが設置されていないことが課題だと感じている。豊田市では小中学校すべてにエアコンが設置されている点は安心だが、体育館にスロープがなく、入ることができない学校もまだある。学校が防災避難所となることを踏まえ、避難所としての観点からも学校のバリ

アフリー化を進めてほしい。

- 事務局 ・ 防災・防犯の分野に直接紐づく取組としてはまだ整理できていないが、避難所や防災拠点となる施設のバリアフリー化など、ハード整備の視点は必要だと考えている。今後、防災部局や関係部局と検討・議論していきたい。
- 委員 ・ 毎回ライフサポートプランの策定に取り組んでいただいていることに感謝している。実態調査についても、さまざまな団体や障がい種別の方を対象に実施しており、今後も継続してほしい。事業団の知的障がい児施設では、定員 50 名のうち 18 名が外国人の子どもであり、現在、市民の約 5%が外国にルーツを持つ中、日本語でのコミュニケーションが難しい場合が多い。国際化推進計画にも取り組んでいると思うが、必要な制度が周知されにくい状況があるため、日本語で情報を得にくい方にもライフサポートプランに関する制度や仕組みが届くよう工夫してほしい。また、実態調査についても、外国にルーツを持ち、かつ障がいのある方など、コミュニケーションが難しい方への情報提供や連絡方法を工夫してほしい。現時点で具体的な対応方針があれば教えてほしい。
- 事務局 ・ 外国籍の保護者や子どもに対して、サービスや施策の内容をどのように丁寧に伝えていくかという意見を踏まえ、令和 3 年に施行した意思疎通の円滑化に関する条例の趣旨も踏まえながら、周知方法等を工夫できるよう検討していきたい。
- 委員 ・ 精神障がいに関する理解啓発について、心のバリアフリーに含めるという整理はされているが、5 次プランの成果指標の検証結果を踏まえ、今後どのような方向性で具体的な取組を提示していくのか、その内容を確認したい。また、防災について、以前から福祉避難所を開設すると聞いているが、実際に中学校区ごとに福祉避難所を開設できる体制になっているのか、現状を教えてほしい。
- 事務局 ・ 今回の実態調査で、障がい福祉や障がいのある方に対する市民の関心が低下しているという結果が出ている。心のバリアフリー推進講座など、理解啓発の取組は着実に進めているものの、参加者の多くはもともと関心のある層である。そのため、今後は普段から障がい福祉にあまり関心を持っていない層をターゲットとした理解啓発の手法について、検討・整理していきたい。

- 事務局 ・ 福祉避難所については、現状では中学校区単位の地区対策の中で位置付けている。しかし、過去の地震や災害では、福祉避難所が設置されていても十分に機能しないという課題があった。そのため、現在計画を進める中で、どのような形が望ましいか検討している。今後は福祉施設等の協力も得ながら、実効性のある福祉避難所の体制を構築していきたい。
- 委員 ・ 老人福祉施設などが近隣にある場合には、災害時に障がいのある方も受け入れてもらえるようにしてほしい。災害時には、近隣に川が多く、車での避難が難しい場合もあるため、できる限り中学校区単位で障がいのある方を受け入れられる体制を整えてもらえると助かる。
- ・ 啓発に関する無関心層へのアプローチについては、幼少期からの教育、特に小学校・中学校への働きかけを重点的に行ってほしい。幼い頃にどれだけ障がいのある方と接する機会があるかによって、将来の障がいへの理解や意識も変わる可能性があるため、そうした取組もプランに盛り込んでほしい。
- 事務局 ・ 貴重なご意見かと思うので、具体的に実現できるものを整理できるよう、これから取り組んでいきたい。
- 委員 ・ 私たちは強度行動障がいのある方を対象に生活介護やグループホームを運営しており、先日、名古屋で意思決定支援の研修を受講した。前回の計画見直しでも意思決定支援が広く扱われていたが、豊田市では意思決定支援を「権利擁護・虐待防止」の施策に位置付けるという理解でよいのか、どこに位置付けるのかを確認したい。意思決定支援は、障がいの有無にかかわらず互いにつながり、安心して自分らしく暮らせる地域共生社会の実現に向け、今後、障がい福祉全般で重要性が高まるものと考えている。現在対応している事業所でも、自分の意思をどのように表現するかに苦労している方が多いため、意思決定支援に力を入れていきたい。名古屋など遠方でなく、豊田市内でも各事業所が意思決定支援を学べる研修体制を整備してほしい。
- 事務局 ・ 意思決定支援については、施策に基づく事業としては、権利擁護に関する支援の部分に紐づくものと考えている。一方で、意思決定支援は計画全体における土台として、すべての項目に共通する考え方でもあるため、その位置付けを計画全体を見ながら記載していきたい。また、研修については国や県でも実施されているが、豊田市としても研修の実施体制等を含めて検討していきたい。

- 委員
- ・心のバリアフリーについて、特別支援学校では交流及び共同学習として、学校間交流や、居住地の子どもが地域の小・中学校で交流する取組を行っている。交流を通じて子ども同士の理解が深まり、教育的効果も認められており、文部科学省も交流を推進している。一方、現在の日本の教育はインクルーシブ教育ではなく、分離された教育が基本となっているため、学校間交流も豊田特別支援学校が所在する地区の学校との交流が中心となり、市全体の小・中学校と交流することは難しい。本校だけでなく、みよし特別支援学校やその他の県立学校もあるが、コロナ禍以降、障がいのある子どもとない子どもと一緒に生活したり学習したりする機会を十分に設けることには難しさを感じている。
 - ・学校としての役割を果たしていく一方で、学校以外にも子どもたちが交流できる場を設けてほしい。参加に当たっては移動の難しさや環境面での配慮が必要な場合もあるため、そうした点にも配慮した活動が生まれることを期待している。学校で関われるのは小学部から高等部までの12年間であり、卒業後の生活の方が長いため、在学中から卒業後も継続できる地域での活動が重要である。現在、学校ではボッチャ甲子園にも取り組んでいるが、参加できる生徒は一部に限られる。学校として活動を応援するとともに、地域でボッチャに取り組む機会があり、子どもたちが継続的に活動する習慣ができれば、高等部卒業後も活動を続けられると考えている。卒業後の生活の充実や生活の質の向上に向けて、豊田市と何ができるか、今後さまざまな意見を交わしていきたい。
- 事務局
- ・学校と福祉をそれぞれ独立したものとして捉えるのではなく、連携していかなければ持続可能な支援は難しいという点について、共通認識を持っている。今後、情報共有を図りながら、具体的に何ができるかについて議論していきたい。
- 委員
- ・重点施策設計の考え方の4番「事業所整備運営支援」の「あらゆる障がいへの支援に向けた体制整備」について、指標を見ると、相談支援のあり方についても何らかの指標を設定した方がよいのではないかと考える。地域共生社会の実現において、相談支援や地域移行は非常に重要なため、指標として設定する必要があると考える。また、心のバリアフリーやボッチャの取組、権利擁護・虐待防止、重層的支援体制の推進とも関連するが、地域づくりの観点から、住民の参加や理解についても、相談支援と関連付けて指標や施策に盛り込んでもよいのではないかと考える。
- 事務局
- ・指標として設定できるものに加え、計画全体に共通する考え方や方向性

として表現できる部分もあるため、いただいた意見を踏まえ、指標や表現方法を検討していきたい。地域づくりについては、個別支援から地域づくりへと展開していくことが重要であり、その点をしっかり位置付けて進めていく。数値では表しにくい部分については、先ほど説明したエピソード等を活用し、地域づくりの中で実際にどのような取組や変化が生じているのかを示せるようにしていきたい。

議題 2 障がい者施策の今後の展開について（方針報告）

事務局 （資料 2 に基づき説明）

委員 ・ 市在宅重度障がい者手当事業の見直しについて、3 障がいすべての手帳を対象とした見直しについては、前回は委員からさまざまな意見が出ていたと認識している。既に決定した内容についてはやむを得ないと考えているが、精神科ケースワーカーとして、現在の取組について意見がある。

・ 65 歳以上で認知症病棟に入院した方の中には、入院を契機に精神障がい者保健福祉手帳を新規申請するケースが多くある。現役時に厚生年金等へ加入していたため老齢年金を受給できることから、一定の生活が確保されているとの説明があるが、実際には女性を中心に年金受給額が少ない方も多く、精神障がい者保健福祉手帳の取得によって扶助料を受給できることが生活の支えになっている実態がある。このような実態を十分に調査・把握した上で、「一定の生活が確保されている」と明記しているのか確認したい。

事務局 ・ 認知症の方について、そのような実態があることを新たに認識した。市在宅重度障がい者手当事業については、65 歳という年齢を基準に見直しを行う中で、近隣自治体の状況等も踏まえて見直しを検討した。

事務局 ・ 扶助料の 65 歳以上新規取得者に対する助成の関係だが、まずこの扶助料自体、生活の困窮を全てカバーするというものにはおそらく成り得ないと思っている。特に精神障がい者手帳を所持された場合は、精神障がいの医療費助成の支援がある。生活困窮への対応については、扶助料の制度だけでなく、生活保護や生活困窮者への支援などによってカバーしていくものと考えている。

委員 ・ 精神障がい者保健福祉手帳を取得すると、保険診療の対象となる医療費

は無料になるが、食事代や日々の生活費まではカバーされない。生活保護についても医療や食事には対応するものの、洗濯代や小遣いなど、日常生活に必要な費用については、実際には扶助料が大きな支えとなっている。扶助料は4か月ごとにまとめて支給されるため、当院のソーシャルワーカーも患者とマネープランを立てるなど、その活用を支援している。65歳以上の新規取得者に対する扶助料の廃止については、当院スタッフ間でも「本当にそれでよいのか」と話題になった。扶助料だけで生活をすべて賄えるものではないことは理解しているが、一つ一つの給付が障がいのある方にとって重要な生活費となっており、その収入が一つ減ることは患者にとって大きな負担となることを理解してほしい。

事務局 ・ 現状として、そのような方がいることを理解した。

委員 ・ 市在重手当についてだが、前回の分科会で所得制限をつけるのはどうかという意見も出たと思うが、所得制限を設けなかった理由は何か。
・ 月額 5,500 円の手当がなくなること、生活に不安を抱える人がいると考えている。特に、車いすユーザーの場合、一般的なアパートでも車いすで入れる広さやバリアフリー環境が必要で、介助者と生活する場合にはさらにスペースが必要となるため、障がいのない人に比べて家賃が高くなることがある。月額 5,500 円も生活費として重要であり、毎月の収支を考えながら生活している人にとって、令和 12 年度以降の生活を心配する声がある。物価高も続く中、手当を廃止するだけでなく、代替となる支援策がないのか伺いたい。また、見直しを「投資」と捉えるのであれば、その投資による恩恵を全員が受けられる保証があるのかについても確認したい。家賃保証人への補助やバリアフリー住宅の整備など、手当を廃止するだけでなく、新たに利用できる支援策も併せて検討・提案してほしい。

事務局 ・ 所得制限についても検討したが、なかなか難しいところがある。今後、障がいのある方が増加していくことを踏まえ、総合的に検討した結果、サービスの充実を図ることも含め、手当を廃止する方向で検討している。代替策として、グループホームについては、市在宅重度障がい者手当を受給できるか、全員が対象となるかは現時点では不明である。一方、先ほど説明したとおり、安心して暮らせる場所の確保に関する費用に活用することを考えている。

委員 ・ なかなか納得はできないが、また議論していただきたい。

- 会長 ・ これまでいただいた意見を踏まえ、財源を確保した上で、今後どのような投資を行い、どのような具体的な施策につなげていくのかについて、例示できる内容として整理してほしい。
- 委員 ・ 市在宅重度障がい者手当について、前回に続いて意見を述べたい。現在、約 560 人が受給し、年間約 3,600 万円を要する手当を廃止して他の施策に再配分する考えだと思うが、手当をなくしても、再分配された施策の恩恵を受給者全員が必ず受けられるわけではない。移動支援についても、人手不足により希望しても利用できない場合があり、必要な支援を介護者が補っている状況がある。その介護者がいなくなった場合に、どのように生活を維持するのかという不安がある。また、グループホームに入所しても、衛生用品代や弁当代などの実費が上昇しており、今後の生活に不安を感じている。障がいのある子どもを残して死ねないという親の気持ちも考えてほしい。市在宅重度障がい者手当の財政負担が増えていることは理解しているが、実際にこの手当を頼りに生活している人もいるため、サービスとしてではなく現金給付として受けられることが助かる。
- 事務局 ・ ご意見ありがとうございます。貴重な財源であることは認識している。その中で、市の在宅重度手当がその扶助料にプラスするような形で対象になっているところもあるという点と、国や県の手当も受給している方が多い。また、他市、近隣自治体の状況等も踏まえ、総合的に勘案して、今回廃止という形で検討させていただいているというところである。
- 委員 ・ 近隣自治体の事例を踏まえると、手当廃止による財源を具体的な移動支援などにどう再配分するのかを示してほしい。例えば刈谷市では、障がいのある方に対して月 3 枚の福祉タクシー利用券を交付しており、名古屋市では福祉特別乗車券により市バス・地下鉄等を無料で利用できる制度がある。
豊田市でも、手当を減らすだけではなく、こうした他市の取組も参考にしながら、削減分をどのような具体的施策に反映するのかを明確に示してほしい。現状では、代替施策の具体像が見えないため、単に給付を減らすという印象になってしまっている。今後の具体的な案があれば示してほしい。
- 事務局 ・ 個別のタクシーの部分や交通の助成については、改めて検討していく形になると思うが、市としては、市在宅重度障がい者手当等を見直した分

を、グループホームの整備促進や、重度障がい者の方の受け入れ施設の運営支援等に活用していく形で検討している。そういった他市にはない支援を出していけるのではないかと考えている。

事務局 ・ 市在宅重度障がい者手当について、当事者から切実な意見が寄せられていることを踏まえ、手当廃止後の他市の施策との比較だけでは議論が進みにくいと考えている。廃止予定時期は現時点で令和 10 年 4 月とまだ時間があるため、手当の取扱いについて一度持ち帰り、改めてどのような対応が可能か整理したい。

会長 ・ いただいた意見を踏まえ、市在宅重度障がい者手当を削減する場合には、その財源を活用した投資も含め、具体的な施策を提案してほしい。他に意見がなければ、以上で終了とする。

午後 3 時 4 5 分 会議終了